



# ふるさと納税で 可児市を応援してください！

可児市では、若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちをつくり、「住みごころ一番・可児」の実現を目指すため、次の4つの重点方針に基づいてさまざまな事業に取り組んでいます。ふるさと納税を通して、可児市のまちづくりを応援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 【高齢者の安気づくり（高齢者支援、市民の健康・生きがいづくり）】



市民の健康・生きがいづくり、地域の支え合いの仕組みづくり、支援が必要な方への適切なサービス提供に、事業者や関係団体と連携して取り組むことにより、高齢になっても住み慣れた地域で、いつまでも安気に暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

## 【子育て世代の安心づくり（子育て、教育）】



妊娠期（マイナス10カ月）から子どもと子育て家庭が地域・社会とつながり、乳幼児期を経て学齢期まで切れ目なく支援する、～マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て～に取り組み、安心して子育てできる環境づくり、ふるさとを愛し、社会に貢献できる人を育むまちづくりを進めます。

## 【地域・経済の元気づくり（観光、経済、文化振興、市民活動）】



観光交流人口の倍増に向けて、地域資源を活かした新たな観光資源を磨き、発信するとともに、市外企業の誘致・市内企業の拡張支援や各種支援による経済の活性化施策、地域資源を活用した郷土への誇りと愛着を醸成する施策により、元気な地域づくりを進めます。

## 【まちの安全づくり（防災、生活・環境保全・地域福祉）】



市民に身近な生活環境の安全と利便の確保を、民間事業者・関係市民団体と連携して取り組むとともに、地域の防災力を高め、大規模な災害への確実な備えを進めます。また、互いに支え合い誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めます。

## ふるさと納税 3つの魅力

### ① 税金の控除（還付）が受けられます！

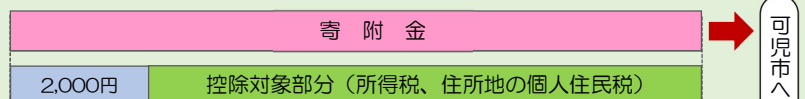
寄附金額のうち2千円を除いた分は、個人住民税と所得税から一定の限度まで控除や還付を受けることができます。

### ② 寄附金の使い道が指定できます！

地域の活性化や教育、福祉など応援していただきたい施策の中から寄附金の使い道を指定することができます。

### ③ お礼の品をお贈りします！

1万円以上の寄附をいただいた方（市外在住者に限り）には、寄附金額の3割相当のお礼の品を贈呈します。



**税の控除**  
寄附金額のうち2,000円を除いた分は、住所地の個人住民税（翌年度分）と所得税（寄附をした年の分）から、控除や還付を受けることができます。  
※控除の額は、個人の収入により異なるため、詳しくはお住まいの自治体の税務課にお問い合わせください。

**お礼の品の贈呈**  
例えば  
寄附金額 → お礼の品  
30,000円 → 9,000円相当  
50,000円 → 15,000円相当  
100,000円 → 30,000円相当

本来、国や県、住んでいる自治体に納める税金の一部を、可児市へ納めるのと同じ効果があるんだね。

実際には2,000円の自己負担で、寄附金額の3割相当分のお礼の品がもらえるのね。



“美濃桃山陶の聖地” 応援

荒川豊蔵が久々利大萱で志野笥絵の陶片を発見したことから、周辺地域は「美濃桃山陶の聖地」と呼ばれています。

志野発祥の地として、展示施設の整備やイベントの開催など、その魅力を発信できる事業に活用します。

【応援メニューの一覧】

① “高齢者の安気づくり” 応援	⑥ “癒しの空間「木曾川」” 応援
② “子育て世代の安心づくり” 応援	⑦ “地域の宝「山城」” 応援
③ “地域・経済の元気づくり” 応援	⑧ “美濃桃山陶の聖地” 応援
④ “まちの安全づくり” 応援	⑨ “外国籍の市民” 応援
⑤ “戦国武将 明智光秀のふるさと” 応援	⑩ “サッカー場整備” 応援
可児市まるごと応援（市政全般に活用）	

“戦国武将 明智光秀のふるさと” 応援

2020年の大河ドラマ「麒麟がくる」の主人公、明智光秀のふるさとにふさわしいまちづくりに活用します。



“地域の宝「山城」” 応援

可児市の重要な地域資源である山城の保全や環境整備、また山城の魅力を発信することができる事業の展開に活用します。



次のポータルサイトから寄附のお申し込みができます。

パソコンやスマートフォンで検索していただくか、QRコードを読み取っていただきお申し込みください。

『ふるさとチョイス』



『楽天ふるさと納税』



『ふるなび』



『さとふる』



『ふるさとプレミアム』



『ふるさと本舗』



『ふるぽ』



『三越伊勢丹ふるさと納税』



『ふるさと納税ニッポン!』



※ 申込書、電話、メール等による受け付けもしておりますので、お気軽にお尋ねください。